

青森県クラブユースサッカー連盟規約

第1章 総則

(名称)

第1条 この連盟は、青森県クラブユースサッカー連盟(以下「本連盟」という)と称する。

第2条 本連盟は、事務局を会長の指定する所に置く。

第2章 目的

(目的)

第3条 本連盟は、一般社団法人東北サッカー協会及び一般社団法人青森県サッカー協会指導のもと東北クラブユースサッカー連盟を上部団体として、加盟クラブ相互の競技力水準の向上に研鑽し、併せて青森県内におけるサッカークラブの普及と発展を図ること、サッカーを通じてスポーツ文化の発展と青少年の健全育成に寄与することを目的とする。

第3章 事業

(事業)

第4条 本連盟は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 青森県内のクラブユースサッカー競技会の実施に関すること。
- (2) サッカー競技の技術及び指導に関すること。
- (3) 加盟クラブの競技力水準の向上に必要な事業に関すること。
- (4) 加盟クラブ相互の協力関係の強化に関すること。
- (5) クラブユースサッカーにおける一貫指導の啓発及び普及に関すること。
- (6) 事業に関する公式記録の作成及び保管に関すること。
- (7) その他本連盟の目的達成に必要な事業に関すること。

第4章 組織

(組織)

第5条 本連盟は、公益財団法人日本サッカー協会の第2種又は第3種加盟登録クラブで構成されたクラブをもって組織する。

- 2 加盟クラブは、第3条の目的に賛同し第4条の事業を達成するために協力できるクラブでなければならない。
- 3 加盟クラブは、他の模範となるよう言動・行動を伴うよう努めなければならない。

(新規加盟・再加盟)

第6条 本連盟に加盟申請をするクラブは、加盟申請書(東北連盟の書式を準用)を本連盟に提出すること。登録管理委員長により確認された申請書は、本連盟加盟チームが閲覧できることとする。

- 1) 加盟申請書の提出期限は加盟前年度の12月末日とする。
- 2) 本連盟のみの加盟申請の場合、加盟申請書提出期限は、1月末日とする。
- 2 加盟クラブは、加盟前年度の理事会に出席することを義務付ける。
- 3 加盟するクラブは、青森県クラブユースサッカー連盟の規約を遵守しなければならない。
- 4 日本クラブユースサッカー連盟・東北クラブユースサッカー連盟に加盟するクラブは各連盟の規約を遵守しなければならない。

(継続加盟)

第7条 本連盟に脱退の意思表示をしない限り継続加盟とみなす。

(脱退)

第8条 加盟クラブは、脱退届(任意の様式)を本連盟に12月末日までに提出し任意に脱退できるものとする。

(除名)

第9条 加盟クラブは、本連盟の規約に違反したときは、総会において加盟クラブ総数の4分の3以上の多数により、これを除名することができる。

- 2 この場合、その加盟クラブに対し議決前に弁明の機会を与えなければならない。除名が議決されたときは、加盟クラブに書面で通知する。

(加盟登録料)

第10条 本連盟に加盟するクラブは、次に定める加盟料を期限内に納付しなければならない。

U-18 10,000円(但し、U-15・U-18の両カテゴリーを所有するチームは5,000円)

U-15 20,000円

第5章 役員

(役員)

第11条 本協会に次の役員を置き、任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

会長 1名

副会長 1名

理事長 1名

副理事長 1名

理事 (専門委員長及び各チームから推薦された1名)

事務局長 1名

監事 1名

顧問 若干名

第12条 会長、副会長及び理事長は総会で選出し、会長は本連盟を代表して業務を統括し副会長は会長に事故あるときはその職務を代理する。

2 理事長は総会の決議に従い業務を掌握し、副理事長は理事の互選とし理事長に事故あるときにはその職務を代理する。

3 事務局長及び監事は、理事の中から総会において選出する。事務局長は本連盟の会務処理を掌握し、監事は会計を監査し総会に報告しなければならない。

(専門委員長)

第13条 専門委員長の種類は、次に掲げるものとする。

① 大会実施委員長

② 審判委員長

③ 技術委員長

④ 規律委員長

⑤ 広報委員長

⑥ 登録管理委員長

2 専門委員長は、他の役員と兼任できるものとする。

第6章 会議

(会議)

第14条 本連盟の会議には、総会と理事会がある。

第15条 総会は年1回開催し、会長・副会長・理事長・理事・事務局長・監事

専門委員長を以て構成し、事業計画及び報告、予算・決算報告、役員の選出、規約の改廃その他、重要事項を決定する。

第16条 理事会は、第8条の役員を以て構成し年1回以上の開催とする。

第17条 会議の議長は、会長又は副会長とし、議決は出席者の過半数の賛同で決定し、可否同数の時は議長がこれを決定する。

第18条 規律委員会は会長、副会長、理事長、副理事長、各専門委員長で構成し、必要に応じて会長が招集する。

第7章 会計

(会計)

第19条 本連盟の事業年度は4月1日から翌年3月31日までとする。

2 本連盟の予算及び決算は、総会で承認を得なければならない。

(旅費規程)

第20条 本連盟の事業遂行のため会議・大会等に出席した場合の旅費は次に定めるものとする。(但し、自チームが大会に出場する場合は除く。)

2 開催地までの実費(高速料金・JR含) + 日当(5,000円)を支給基準とする。

(上部団体等から旅費等の支給がある場合は日当のみとする。)

自家用車での移動の場合は往復走行距離×20円とする。

(慶弔規程)

第21条 慶弔に関する事項については会長の指示によるものとする。

第8章 表彰

(表彰)

第22条 本連盟の普及発展に貢献し、功労があったと認められる者に対して表彰する。

第9章 附則

1. 本連盟の設立年月日は2004年(H16年)4月1日とする。
2. この規約は、2004年4月1日から施行する。
3. 規約の変更は総会での承認を必要とし細則は理事会で定めるものとする。

2007年4月1日 改正
2011年4月1日 改正
2012年4月1日 改正
2014年4月1日 改正
2016年4月1日 改正
2017年4月1日 改正
2019年4月1日 改正
2023年3月4日 改正